

### 人件費補助の意味するもの：私立大学の経営と国庫補助(1)

OGATA, Ken / 尾形, 憲

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

39

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

32

(発行年 / Year)

1971-09-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008332>

# 人件費補助の意味するもの (1)

——私立大学の経営と国庫補助——

尾 形 憲

政府は昨春日本私学振興財団を発足させ、これを通じて、永年の課題とされていた私立大学への人件費補助をふくむ経常費助成を行なうことにふみ切った。あたかもこれと軌を一にして、最近行なわれた中央教育審議会(以下中教審)の答申は、政府の私学政策に新しい転換が必要であるとして、私立大学をふくむ私学全体に対する国公立と「同等程度」あるいはこれに「準ずる」などの大幅な公費助成を要請している。このような両期的ともいわれる私学——さしあたり私立大学——政策の転換が何を意味するかということを、私大の経営の実態とその問題点といった側面からアプローチするのが、本稿の目的である。

本稿では次の順序に従って考察が進められる。

1. 中教審答申について
2. “No support, no control” から “Support and control” へ
3. 戦前の私大経営

(以上本号)

4. 戦後の私大経営(全体的検討)
5. 戦後の私大経営(個別的検討)
6. 国庫補助の歴史的概観と人件費補助

(以上次号予定)

1. 中教審答申について

去る6月11日、中教審は「今後における学校教育の総合的な拡充整備

のための基本的施策について」と題するおよそ 10 万字にも及ぶ長大な答申を文部大臣に行なった。1967 年 7 月の諮問があって以来、ほぼ 4 年間という長期にわたり、七つの特別委員会、各種の小委員会、総会など、大小 240 回をこえる会議が開かれ、審議に参加した委員は 82 名に及ぶという。この答申にかける中教審のなみなみならぬ期待がうかがわれる。答申を受けた文相は、これまた早速「教育改革推進本部」を設置し、大学については本年度中大学改革のための準備に着手、明年度中に大学の基本計画を策定した上で、明後年度以降その段階的な実現を図るという意向を発表するなど、異例なほどの手廻しよさを示した。文相の言によれば、この答申は「まさに幼児教育から高等教育までの学校教育の全領域について、文教施策の基本的なあり方」を示したという。私たちが本稿で問題とする私大に対する人件費補助も、文教政策の重要な一環としてある以上、本論に入る前に私たちは答申について一応の検討を加えておく必要がある。もちろん幼児教育からはじまる全領域の一々について、ここで詳細に検討するわけにはゆかない。私たちは以下私学に関する部分と高等教育にかかわる部分とに傾斜しながら、その問題点のいくつかを指摘することにしよう。

1. はじめに、全文を通じてきわめて強く印象づけられるのは、「国」の役割の強調であり、その強力なイニシアティブにおいて「第三の教育改革」を遂行しようという意欲的な姿勢である。たとえばいう。

「戦前、国が学校教育の内容に深く関与したことが国民の考え方を偏狭な国家主義に導いた原因であるとして、教育行政の役割を外的な教育条件の整備や単なる指導助言だけにとどめるべきだという考え方が、戦後の学制改革のころから主張され、その考え方を今日でも強調する人々がある。しかし、日本国憲法のめざす国家理想の実現のために国民の教育として不可欠なものを共通に確保するとともに、つねに、新たなくふうによって改善された標準的な内容・程度の教育をすべての国民に保障することは、政府の国民に対する重大な責務である<sup>(1)</sup>。」

(1) 以下答申からの引用は『文部広報』No. 529 による。

こうした「責務」を果たすため、幼稚園から大学に至るまで、「単に外的な教育条件の整備という狭い範囲内のものでなく、広い国際的な視野に立ち、その国家社会のめざす理想にもとづいて、公教育の量と質をどんな目標に向かって発展させるべきかを考えようとする」長期教育計画が、「教育に対する国民的要請、社会の人材需要および教育の効率化に関する客観的な調査研究にもとづき」策定され、推進されねばならない。また「教育の実質を決定する最大の要素」である教員の養成、資質の向上についても、国はとくに力を注ぎ、適切な措置をとらねばならない、等々。

このような「国」の積極的な姿勢は、とくに資本にとって不可欠・致命的な商品たる労働力の供給源としての教育について、国家独占資本主義段階でかなり各国共通のものといつてよい面もあるが、日本の場合はそれだけではない。ここで国家論に立入ることは、その余裕もないし、また筆者の手にあまることであるが、とくに日本資本主義の特殊性にもとづきその発足以来一貫している——しばしば「絶対主義的」とさえ見られたところの——特殊な国家の役割がここでは強く押し出されている。いずれにしても、なかんずく全般的危機の段階にあっては、あらゆる領域の国家の下への包摂は歴史の必然であり、教育ももとよりその例外ではありえないことだけは、指摘しておく必要がある。

2. 答申の第2の特徴点は、上記の国の役割の強調からいわばその系として出てくることであるが、国・公・私立といった従来のワクをとり払って一元的に教育を考えてゆこうという視点である。とくに「公教育の重要な役割を分担する私立学校の公共性を確保するとともに、そこにおける教育条件の整備と修学上の経済的負担の軽減をはかること」が、随所に強調される。初等・中等教育については、従来公立＝都道府県教育委員会、私立＝知事と分かれている<sup>1)</sup>地方教育行政の一元化が説かれる。幼稚園については、公・私立について地域配置の調整を行ない、ともに公教育の役割を「適切に分担する」ことが要求される。

(2) 筆者の個人的な失敗談をここで述べておこう。数年前東京私学教職員組合連

合の役員をしていたとき、連合で私立高校の父母負担軽減補助の請願を都議会議に行なったことがある。その時はじめ文教委員である都議に何人か面会して話をしたところが、どうも話が通じない。よくよく聞いてみたら、文教委員会は教育委員会関係＝公立のみが対象であること、私立は企画総務首都圏整備委員会が扱っており、部局についても都庁の総務局の中の学事部所管であることがわかった。私学は（とくに高校は東京では生徒数の劣を占めているのに）「文教」関係でなく、「総務」関係なのである。

なお、ついでながら大学について見ると、文相自身の言を借りれば、「文部省の組織を見ても、大学学術局は国立大学だけを扱い、私立大学については、管理局振興課の片隅で処理されている。」しかし答申以後、「大学庁」ともいうべき方向に大学行政を一元化することが示唆されており、「教育改革推本部」はそのための第一歩という。

一方ではそれと同時に、大幅な財政援助を経常的に提供する条件として、さまざまな「公的調整」や「援助の効果について定期的に厳正な評価を行なう」ことが必要であるとされる。ここにはっきり示されているのは、従来の“*No support, no control*”<sup>3)</sup>から“*Support and control*”へという私学政策の「転換」である。

(3) “*No support*”は、経営基盤の脆弱な日本の私学を、その存立のため否応なしに体制癒着的ならしめるという意味では、実は *no control* ではなくて *full control*、少なくとも *full control* への伏線をなす。この意味で実は *no control* は括弧つきなのである。このことは以下本稿の全体が示すであろう。

さてこうしたことは、大学についてはどうか。

3. 大学はとくに、急激な社会的情勢の変化の中で、従来の「文化の継承と批判・創造」という役割にとどまらず、「国家社会の発展と人類の福祉に貢献する」人材の養成、進んでその他「国民的・時代的な要請」からする *multiversity* 的な、「多様な教育的機能」が期待されているという。これにこたえるためには、高等教育機関を第1種（仮称「大学」、一般教育課程の実質的解消により3年にすることが「望ましい」）、第2種（仮称「短期大学」）、第3種（仮称「高等専門学校」）、第4種（仮称「大学院」）、第5種（仮称「研究院」）という5種に種別化し、第1種はさらに教育課程に

より「総合領域型」、「専門体系型」、「目的専修型」の3類型に分けられるべきであるとされる。

国公立大学については、その設置形態のために「制度上の保障に安住し、自律性と自己責任をもって管理運営されるようになることが妨げられている」という。この「解決」のための方法として、1) 新しい形態の公的な法人化、2) 学外の有識者を加えた新しい管理機関による管理運営(=いわゆる理事会方式)の二つが提唱される。前者の場合、「公費による一定額の援助を受けること以外は、経営管理上の一切の責任を負って自治的に運営させる」のであるが、「もちろんこの場合、公費を支出するがわは、その法人としての大学がそれに値するかどうかを自主的に判断する立場を保留する。」という釘をさすことは忘れられない。

一方私立大学に対して相当大幅な公費の援助を与えることは、諸外国でも共通に見られる傾向であり、早急に推し進めねばならないという。しかしここでも、「このような財政援助については、あくまで国の主体的な立場が保持され、その援助の効果についてつねに厳正な評価が行なわれる(どのようにして?—筆者)ことを条件とすべきである。また私立学校がしだいに大幅な公費の援助を受けるにしたがって、その公共性を高めるため必要ななんらかの措置<sup>(4)</sup>をあわせ考える必要がある。」とされる。

(4) 教職員の労働法適用除外、賃金その他労働条件の規制から、後述のように役職員の解職命令および予算の変更命令、役職員の任免および予算の認可制などが考えられる。

ここにも明瞭なのは、いわば国公立の私立化と私立の国公立化、国・公・私立の一元化の方向である。この方向にむけて、高等教育のマスタープランが作られねばならない。すなわち、

「今日および今後の社会において充実した高等教育機関の設置経営には、国費の援助が不可欠であることを考慮すれば、一定の国の財源によってその援助の効果を最大限に発揮するためには、高等教育の全体規模、教育機関の目的・性格による区別、専門分野別の収容力の割合、地域的配置など

について長期の見通しに立った国としての計画がなければならない。そこで国民全体の立場に立ってそのような計画を立案し、その実現を推進する公的な新しい体制を確立し、この基本構想による高等教育の改革と整備充実をはかる必要がある。」

こうしたマスタープランに基づいて、「国全体の立場から緊要とされるものが優先的に整備される」ような計画的誘導・調整が「強力な指導性」をもって行なわれなければならない。その際大学の新設ももちろんこうした基本計画に従って行なわれるが、もっとも重要なのは既設の高等教育機関の改組充実である。これは「国の基本計画のワク内において」大学と政府との緊密な協力、双方の積極的な意欲と根気強い努力によって行なわれなければならないが、「急激に変動する社会は、高等教育の改革をいつまでも猶予することを許さない。」「したがって、政府は、法制の整備の時機、政策的優先度などを考慮して、段階的に目標年次を定め、できるだけすみやかに高等教育の改革を実現しなければならない。」

ここには「改革」への熱意というよりもむしろあせりとさえいえる緊迫感がうかがわれる<sup>(5)</sup>。

(5) それが何故であるかは、本稿の主題と関連する日本の労働市場の問題となる。さしあたり『経済評論』1969.5 臨時増刊拙稿参照。

なお、ここで注目されるのは、大学の学生総数の  $\frac{3}{4}$ <sup>(6)</sup> が私大という現在の私立依存の構造を、国公立大学の増設やその定員の増大によって変えるといったことには、まったく言及されていないことである。参考資料として末尾に添付されている試算においても、10年後の進学率がそれぞれ15.3% および32.3% と予想される短大および大学の入学者の国・公・私立別も、「実績の構成比」で配分が行なわれている。最近学生増の著しい諸外国、たとえばアメリカやフランスなどで、学生増の主な収容者は国立・州立の大学や公立の短大であることを考えるならば、「第三の教育改革」において依然としてとられている私学依存の姿勢は、きわめて特徴的であるといわねばならない<sup>(7)</sup>。

(6) 1970年度の文部省の『学校基本調査速報』によって算出すれば、同年5月1日現在、私立の学生数に占める比重は大学において74.4%、短大において90.1%となっている。

(7) これが何を意味するかは本稿の最後で考察される。

こうして見れば、「大学の自治」という抵抗をさせて、「望ましい方向へ誘導し、助成する国の役割」を財政主導によって遂行しようという大学再編成の意図がきわめて明らかである。たとえば「多数の私立学校が大都市に集中したり、文科系の収容力が不均衡に増大したりする傾向」は、全体的な計画の中で是正されねばならないことになる。今回の答申は学生の専門分野別構成については直接立入って問題としていないが、日経連など財界がくりかえし強調する文科系過剰、そして又現実「大卒労働力現場投入の時代<sup>⑧</sup>」にあって、「社会の人材需要」等々の検討の上に立つ基本計画の方向は明瞭である。理工系を中心とする「適当な私立の高等教育機関」あるいは「国家社会」に貢献度の高い大学に対しては、手厚い財政援助が加えられる一方、そこからはみ出たものは経営難→切り捨てということになる。現在すでに進行している大学のスクラップ・アンド・ビルドは、さらに計画的・積極的に進められるであろう。大学の種別化・類型化も、こうした選別をおし進める上での基準として、重要な役割を演じることになる。

(8) 加藤尚文『大卒労働力一現場投入の時代』。

ついでながらとくに大学について見逃すことができないのは、受益者負担の「適正化」である。その額は、「教育政策の立場から、その経費の調達が大部分の国民にとっていちじるしく困難でなく、個人経済的には有利な投資とみなしうる限度内で適当な金額とすべきである」とされる。試算においては、高等教育について1980年度に「国民1人あたり個人消費支出に対して、国立では20%、私立では40%となる」ものとして算出されている。その具体的な額は発表されていないが、新経済社会発展計画により、1969年から75年までの伸び率をそのまま伸ばして計算すれば、国民1人

当り消費的支出は 118 万 3 千円、従って国立大学の 1 人当り平均受益者負担は 23 万 7 千円、私立大学のそれは 47 万 3 千円という計算になる。'68 年度における学生 1 人当り納付金平均は国立で約 17,100 円、私立で約 130,100 円<sup>(9)</sup>であるから、これに対して試算での「適正」な負担は、国立の場合 13.9 倍、私立では 3.6 倍ということになる。

(9) 文部省『学校基本調査報告書』(以下『基本調査』)より短大・高専をふくめ通信教育を除いて算出。国立では「授業料等」として計算してある。

4. とくに大学に関連して重要なのは、管理体制強化の方向である。これは初等・中等教育についても見られるが、とくに大学については、大学「紛争」によって暴露された諸欠陥の改革も現実には大学の閉鎖性や旧態然たる管理運営、とくに全学的意志統一の欠如などによりほとんど進んでいないとして、「昭和 44 年 4 月の答申で指摘した」ような「大学の中核的な管理機関における指導性の確立、学長・学部長などの執行機関と評議会・教授会などの合議制の審議機関との機能的な役割分担の徹底、意志決定手続きの合理化、全学的な協調の確保など」、なかんずく、中核的な管理機関への権力集中が強調される。「昭和 44 年 4 月の答申」というのは、いうまでもなく、悪名高い「大学運営に関する臨時措置法」、いわゆる「大学立法」を生み出す直接の契機をなした答申である。筆者はさきに、この法の意図する所は、単に 70 年安保に向けて休校・廃校を以てする「暴力学生」への威嚇ないし先制攻撃というだけではなく、より基本的には中教審答申に示されるであろう学校制度全体の再編といった戦略的な見通しの中で、臨時立法として位置づけられるものであることを指摘した<sup>(10)</sup>。そのことが今や中教審の答申自体によって語られている。

(10) 『経済志林』37-4, pp. 140-141.

管理機関への権力集中はさらに公権力を背後にもつ。「これまでのわが国の大学では、……国家権力との関係において、大学の自治を重要なものと考えてきた。……自主性を確保することは……単に公権力の関与を排除するというのではない。いたずらに公権力の排除に終始することは、か

えて不当な力の支配を容易にすることさえあった。」という。教育基本法第10条にいう「教育は不当な支配に屈することなく」の「不当な支配」は、戦前の体験をふまえてのものである以上、何よりも国家の「不当な支配」であるが、こうした視点は今や完全に放棄される。大学立法に象徴されるような国家権力を背景としての大学内の権力支配の強要が「ムチ」であるとすれば、他方これと表裏一体の補助金政策は「アメ」ということが出来、こうした両面からする私大の国家の下への包摂の方向が明らかである<sup>(11)</sup>。

(11) 「紛争」大学に対する補助金交付の停止を見よ。

5. 答申では、とくに「大学入学者選抜制度の改善」に関連して「固定化された学歴主義に由来する特定大学への志願者の過度の集中」がくりかえし非難されている。しかし、そうした学歴主義や特定大学への志願者の集中がどうして生まれたかについては、一言もふれていない。その根源となっているのが、産業界とくに大企業に著しい新卒一括採用およびなかならず指定校制度であることは、中教審自身認めざるをえないことと思われる<sup>(12)</sup>が、そうした根源をなんら問題としないで、現実には就職へのプロセス化している<sup>(13)</sup>学校教育の改革を云々してもそれはほとんど空語にひとしい。わが国特有の労働市場が前提となる限り<sup>(14)</sup>、「多様化」は、「個人の将来の勉学の機会と社会的な進路が固定化」されたり、「ふくろ小路」が生じたりしないようにという繰返しての強調にかかわらず、いやおうなしに差別・選別として固定されざるをえないし、「近代化」はより効率的に、ただし近視眼的に資本の必要とするマンパワーを養成することにならざるをえない。そしてとくに前項で見たように、重点大学は優先的な財政援助によってますます研究教育条件その他で他との格差を上げるということになれば、そうした大学への志願者の集中はむしろ促進されこそすれ、緩和なしいし解決されることは決してないであろう。

(12) 『わが国の教育のあゆみと今後の課題』（中教審中間報告）p. 39。そして指定校制採用状況として第1表のような数字が挙げられている（同書 p. 277）。

第1表 指定校制の採用状況

東商調査 (1968年)

区 分	回 社 答 計	指 定 校 制	原 則 として 指定校	一 部 公 募 と 一 部 指 定 校	一 般 公 募
合 計	601社	12.0%	50.4%	9.8%	27.8
従業員 500 人以下	166	4.8	36.1	10.8	48.2
501 ~ 1,000	142	7.0	43.7	12.0	37.3
1,001~5,000	213	11.7	64.3	8.5	15.5
5,001 人 以 上	80	36.3	55.0	7.5	1.3

日経連調査 (1967年)

区 分	事 務 系			技 術 系		
	回 答 社 計	制限した	制限しな かった	回 答 社 計	制限した	制限しな かった
合 計	551社	71.1%	28.9%	464社	74.2%	25.8%
従業員 300 人未満	96	52.8	47.2	86	53.5	46.5
300 ~ 499	73	65.8	34.2	66	63.6	36.4
500 ~ 999	110	56.4	43.6	87	71.3	18.7
1,000~2,999	138	79.7	20.3	111	84.7	15.3
3,000 以 上	134	90.3	9.7	114	88.6	11.4

(13) 答申みずからいう、「高等教育の普及とともに、大多数の進学者が期待するものは……将来の職業生活に必要な準備としてできるだけ高度の専門性を身につけることである。」従って「高等教育の大衆化の傾向には、名目的に高い学歴をめざすという好ましくない面もあるが、大勢としては複雑高度化する社会に生きる国民が、その能力をより一層開発する機会を求めているものとみるべきであろう。」といっても、それは資本のための能力「開発」としてしかとらえられない。

(14) 伝統的な日本特有の労働市場のあり方は現在崩壊しつつあるといわれる。労働の移動が自由となり、「横」の労働市場が開け、教育も「ふくろ小路」がなくなったら、能力を早期から一面的に固定する「能力主義」、「差別・選別」はなくなるのであろうか。これについては本稿の末尾で立ちかえることにする。

経済は教育を規定する。このことは一国資本主義全体の次元でも、個々人の次元でも、基本的にあてはまる。

6. 個別的・断片的に見るならば、答申の中には、一見首肯しうるかのような提言ないし具体的な改革の提案もないではない。たとえば、前に見

た国・公・私立一元化の方向がその一つである。また、「高等教育は中等教育から引き続いて進学する者だけの教育という考え方を改め、学習の意欲や必要が生じたとき適時勉学できるものとすべきである」といい、教授・助教授・講師・助手などの区分の再検討、とくに助手の位置づけの明確化、総合的な教育課程の重視などというのも一々尤もというよりほかない。しかしそうしたことも一応の意味は持ちえても、結局のところ、いかに「合理的」、「効率的」に日本資本主義のためのマンパワーを養成するかという至上目的に奉仕するための方策としてある。

一方当然のことながら、こうした答申には国民に対する政策的な「ポーズ」という側面が含まれていることも指摘されねばならない。たとえば試算においては、10年後の入学者が短大で88%、大学で49%増、進学率高校95%程度、短大15.3%、大学31.9%と見込んでいるが、こうした今後の進学率の著しい上昇も、国民の「教育要求」に応ずるかのようなポーズというべきであろう。第4節で検討するように、ここ数年高等教育への志願率はすでに曲りかどにあり、今後も飛躍的な増加は困難であると思われるからである。とくに高等教育において重大な問題である「人材需要に対応する専攻分野別構成比の調整」については、昨年の中間報告で専門の特別委員会の詳細な報告があるのに、「なお専門的に検討すべき問題が多い」として立入っていないことにも、政策的な配慮がうかがわれる。このようなポーズないしマヌーパ的な側面は、今後この答申が具体的に国家財政の中で予算化されてゆく過程で、露呈されてくることになる。身心障害児や夜間中学のことも一応ふれてはあるが、そうした底辺の充実、底上げによる全般的なレベル・アップこそが、むしろ資本主義体制にとっても長い目で見ればプラスなはずである。しかし日本資本主義の特質はそうしたものを容易に許容しないであろう。

以上私たちは、一定の立場に立っての「批判」ということでは必ずしもなく、答申自体に即してその中にある問題点をできるだけ客観的に指摘してきた。そうした問題点のかずかずが持つ意味は、本稿全体の課題とつな

がる。本稿の主題は私大への人件費補助であるが、それは以上に見たような文教政策の今後の方向と切離されて独自にあるものでは勿論ない。むしろそれは、大学立法と同様に、その「先導的試行」としての役割をもつ。こうして人件費補助が何を意味するかを分析することは、私大の側からアプローチする '70 年代の文教政策の具体的な検討にほかならない。

## 2. “No support, no control” から “Support and control”

私大に対する人件費をふくむ経常費補助は、初年度の '70 年は 132 億円をもってはじまった。前年度における専任教員の給与の、医歯系は 3 割、理工系は 2 割、文科系は 1 割を補助しようというのである。しかしながら、未成年次のもの 30 を別にして、経営困難校を主とする 26 法人には遂に補助は行なわれなかった。今年度は、職員に対する補助は実現しなかったが、総額は 198 億円と大きく増加し、医歯系は 4 割、理工系は 3 割、文科系は 2 割の教員給与をカバーするとされている。文部省の年次計画では、医歯系は 3 年、理工系は 4 年、文科系は 5 年でそれぞれ専任教職員給与の 1/2 補助に到達しようという。このほか最終年次の 5 年目には、教員関係の積算校費はその 2/3 (短大は 1/2)、学生関係積算校費は 1/2 を補助しようというのである。こうした専門分野別による格差づけや経営不振校のスクラップ化の方向のうちに、私たちはすでに前節で見た「傾斜生産方式」の具体化を見ることができ、そうした問題点の立入った検討は、あとで行なわれることになる。ここでは “Support and control” のきわめて明らかな一例として、新聞紙上にぎわした T 大学の場合をふりかえてみるにとどめる。

T 大学は医大の名門として知られ、'68 年の紛争以来医学部の改革を推進してきた。教授会を解散してそのかわりに助手以上で教員会議を発足させ、また '70 年夏にはいずれも代行ながら、学部長に助教授、二つの付属病院の院長に講師、助手を選んだ。こうした人事について、文部省は教育研究

が正常に行なわれているかどうか疑問があるとして、11月私大研究設備助成金として査定した649万円の内示を保留した。ついで12月に入り、私学振興財団も、1億1,300万円の経常費補助第一次配分を内示はしたが、人事を改めない限り配分できないとの条件をつけた。T大の教員会議は連日紛糾し、とくに助手層などの下部からの突き上げは激しかったが、結局学部長および病院長を改選、いずれも教授が選出されて「正常化」ということになり、これによって補助金の交付はようやく行なわれるに至った。

T大の場合は誰の目にも明らかなものとして現われた一例にすぎないが、こうした“Support and control”に対して、従来はどうであったか。後でくわしく見るように、私大の総収入のうち国庫補助はわずか1~2%という貧弱な数字もさることながら、文部当局は一貫して経常費補助についてはきわめて慎重であり、むしろ否定的と思われる態度であった。たとえば日本私立大学連盟(以下『私大連盟』)が1962年に人件費補助の要求を文部省に出したとき、文部省管理局長の回答はほぼ次のようなものであった。すなわち、

1) 経常費は補助の測定が困難であり、補助の客体として適切でない。経常費補助は一種の赤字補填であるから、補助の有効適切を期するため経常費全般の経費の状況と自主的収入財源との関連関係において補助額を決めなければならないが、これはかなり困難な問題である。

2) したがって経常費を補助する場合には、私立学校の経営の内容に立ち入って綿密な監査を行ない、また必要に応じて指導を行なう必要がある。このための事務費もまた相当大きい。

3) 経常費に対する補助の割合が大きくなれば当然それに伴って監督の強化が考えられる。例えば役職員の解職および予算の変更命令、役職員の任免および予算の認可制、その他。

4) 経常費補助は、国の政策等により臨時的なものでない限り、恒久性の強い補助になると考えられるが、このことは私立学校が本来自主的経費

によって賄われることを建前とすることと矛盾することにならないか慎重な検討を要する。<sup>(1)</sup>

(1) 長峰毅『私学助成と公の責任』pp. 156-7.

また '64 年度の教育白書『わが国の高等教育』では、次のように述べられている。

「……国が私学の経営費に対して補助金を支出する場合、その助成目的にかんがみ、私立学校の教員給与、授業料、教員数、入学定員に対してまで国が規制を加える必要が生ずることが予想される。……国民の税金でまかなわれている国費をもって私学の経営費を補助する場合には、国費が正しく使われることを保障するため学校経営の内容に綿密な監査や、時には必要に応じて指導を行なうことが必要となり、このような要請を私学の自主性の保持とどのように調和させるかが問題となるのである。

さらに経営費を国が補助することは、国の特殊な政策に伴う助成と異なり、私学の存在そのものが恒常的に公の援助によらしめられることとなり、私学の自主経営の基礎がくずれ、いわゆるノーコントロールの原則の維持が危うくなってくるおそれがあるであろう。<sup>(2)</sup>」として、私学法定制の際の衆議院文教委員会での参考人（我妻栄氏）の次のような意見が引用されている。

「公の支配に属する私立学校……まことに奇妙な観念でありましょう。私立学校とは、公の支配に属さないことを生命とするものではないでしょうか。経常費をみずからまかなってゆけない私立学校までも、国家の助成で存続させることは、決してなすべきではないと信じます。<sup>(3)</sup>」

(2) 『わが国の高等教育』p. 147.

1965 年には私学の「振興」について「基本的」・「具体的」な検討を行なうことを使命とした臨時私立学校振興方策調査会（以下「臨私調」）が発足するが、2年の歳月を費やしたあと——しかもこの2年はK大のあとW大、M大をはじめ相つぐ学費「紛争」があった——「具体的」な経常費補助については、ようやく「教育研究費」補助を提案するにとどまり、「基本的」

な意味をもつ人件費については、これを後日の検討に委ねている。この年('67年)、文部省から出された私学白書でも、「国の行なっている助成措置の中心をなすものは……私立学校振興会による長期低利の融資であり<sup>(3)</sup>」云々として、人件費補助の問題にはまったくふれていない。

(3) 『わが国の私立学校』p. 158.

やや長々と引用したが、このようについこの間まではかたくなほど經常費なかんずく人件費補助に背をむけていた国が、“No support, no control”から上にその一端を見たような“Support and control”へと転換したのは何故か。もちろん両者は同じメダルの裏と表にはちがいない。それにしても、裏が表になったことはやはりある意味で質的な、180°の転換であろう。そうした転換は、私学に理解をもった一文相の政治手腕によるといったものでもなければ、私大経営者の自民党議員へのお百度参りが、たまたま大学「紛争」を契機として遂に実を結んだということでもない。かりにそうしたことが部分的にあったとしても、そのような政治を支えた背景は何かということが本質的な問題なのである。

そうした背景を考えると、さしあたり問題は二つある。一つは補助を「支出する」国＝総資本の側の事情である。何がこうした文教政策の転換を、もっと一般的に言うならば前節で見た中教審の「第三の教育改革」を、必然たらしめたのか。この問題はすぐれて経済学の問題であり、世界の中の日本資本主義の戦後における、とくに'60年代以降の変貌がなかんずく労働市場の変化を中心として究明されねばならない。こうした検討は、筆者は不十分ながら別の機会<sup>(4)</sup>に試みており、また稿を改めて立入る予定である。本稿での検討は、もう一つの問題、すなわち私大の側の事情に向けられる。結論を若干先どりして言うならば、さまざまなアンバランス、筆者のいう「不均等発展」を内部にふくみながら、全体としては追いつめられつつある私大、しばしば国家による包摂に強い危惧の念をもちながらも、目の前に与えられたえさもしくはわなにとびつかざるをえない私大の経営の実態、さらにはそうした事態を今日もたらした背景が日本資本主義

の下部構造から明らかにされねばならない。

何故に人件費補助がこの時機に実現したかということは、以上のような二つの側面のからみ合いとして、はじめて説明されうる。

(4) 『経済評論』前掲拙稿。

本論に入る前に、検討を進めるためのいくつかの前おきをしておこう。まず第1に、ここでは経営学ないし会計学の手法をもって、私大の経営「危機」を分析しようというのではない。そうしたことももちろん必要であろうが、門外漢の筆者の能力をこえることであり、然るべき専門的見地からの科学的な分析をぜひお願いしたいと思う。ここではいくつかの簡単な指標によりながら、私大の経営を全体として、さらに若干の例によって個別的に、概観するにとどまる。

その際私立を総じて「教育資本」と見るならば<sup>(4)</sup>、たとえば資産規模の増大というようなことも、不可欠の指標となろう。G……G' は、有機的構成の高度化を通じて生産性増大という、資本の存否をかけた競争のための最も強力な武器を提供するからである。しかし、以下見るであろうように、私大の場合はこれとことなり、その性格上人的条件が決定的意義をもち、その経営も学費→人件費といった、いわば“from hand to mouth”的な単純な形が基本をなしている。このことは、一見資産の急激な膨張のなかで経営形態が戦前とは一変したかに見える戦後でも変わっていないことは、私たちがこれから見る通りである。従って以下では、研究・教育という日常的な営みの指標としての経常的な収支=flow に重点をおいて、検討を進める。借入金、債務償還費なども、こうしたflow にかかわるものとして検討されるであろう。

(5) たとえば『経済評論』1966.3 芝田進午氏の所論。

第2に、前項と関連することであるが、私大の経営は、しばしば行なわれているように、単に予決算の数字の上つらをなぞることによって、分析しうるものではない。人的条件を中心とする研究教育諸条件の実態を予決

算等と表裏一体をなすものとして対比しながら、歴史的な変化と平面的な比較のなかで検討がなされる必要がある。そうした研究教育諸条件のなかでとりわけ重要なのは、学生数、教職員数、学費および教職員の賃金である。

第3に、単に経営の問題だけでなく、私大の他の問題の検討の際の共通の困難であるが、実証的検討のための資料がきわめて少ない、あるいはあっても入手困難ということがある。それは経営関係資料においてとくに著しい。国庫補助がこれだけの問題となっていながら、とくに個々の私大の経営実態はほとんど厚いヴェールに包まれたままである。しかも筆者がしばしば強調するように、内部におけるアンバランスの著しい私大の分析は、とりわけ具体的・個別的分析を欠いた場合、しばしば重大な誤りに導いている。こうした困難な状況に対して、筆者は過去4年間ゼミナールの学生たちの協力によりながら、東京地区を主として私大の研究教育条件を中心としその体制・経営をもふくむ調査を行ってきた。その成果は、『私立大学の研究教育条件』1~3(1968)、『私立大学の研究教育条件及び体制』1~4(1969年)、『私立大学の研究教育条件および財政』1~3(1970年)として公けにされているが、それらの資料はせいぜい50校程度についてのものであり、内容にもさまざまな誤りや不十分な点がある。それでもほかに頼るべき資料がない現状では、個別分析はかなりの程度こうした資料に依存せざるをえなかった<sup>(6)</sup>。戦前はむしろ、学校数の少なかったこともあるが、個別大学についての収支状況をふくむさまざまな資料が文部省から『年報』の中で発表されており、今後こうした公表が強く要望される。

(6) ついでながらゼミ資料について一言しておこう。昨年度の資料の総括(第3集-3)では、「財政」分析をほぼ本稿が進めているような方法でゼミ生諸君に分担してやってもらったが、筆者の指導の不十分やゼミ生の相互討論の不徹底などのため、全体としてきわめて支離滅裂な内容の、またさまざまな誤りをふくむものとなってしまった。本稿でそれらすべてを正すことは出来ないが、併せて読んで頂けば幸いである。

### 3. 戦前の私大経営

本稿の主眼は戦後、とくに '60 年代以降の「高度成長」経済の中での私大経営の分析にある。従って本節で戦前の私大経営の分析といっても、それは私学創設の明治期から大正、昭和とさまざまな変遷の中で、しかも個別大学にわたり立入ってこれを行なうというのではない。ここでは、戦後私大経営のいわば原型がすでに戦前に確立されていたことを、1934 年前後という戦前の典型とされる一時機を中心に概観しようとするものである。

戦前の私大経営については、戦後から今日に至る不安定な経営に対し、きわめて「安定した経営」であったとしばしば言われている。たとえば、臨私調答申はいう。

「……元来私立学校は、私人による財産拠出を基盤として自立的に経営されることが、その本来の特質を発揮するために最も妥当な方式であると考えられてきたのであるが、私立学校の内外における情勢変化により、この本来の建て前だけでは、その役割を十分に果たすことが概して困難となっており……概括的にいって、私立学校の経営は戦前のような安定した基盤を失い、その収入の大部分を学生納付金と借入金とでまかなわざるを得ない実情であり……<sup>(1)</sup>」

- (1) 日本教育学会教育制度研究会私学制度小委員会『私学制度に関する資料』第 1 集, pp. 7—9—10.

「私立学校は、私人による財産拠出を基盤として自主的に経営されることが本来の姿とされ、戦前の私立学校においては篤志家の財産拠出によって私立学校経営の基盤がつけられるという原則が保持されていた。……

このように、戦前の私立学校は、校地、校舎等を設立時に完全に保有し、その後の施設の拡充も寄付その他確実な財源がある場合に限られていたため、資本的支出の占める比重は少なく……その財源を借入金に求めることもなかったのもので、それが経営を圧迫する要因とはならず、また經常費面においても恒常的な収入源を有しており、さらに社会、経済の変化もそれほ

ど激しくなかったので、授業料の額も長期にわたって据え置けるような比較的安定した経営を行なうことができたといえよう。<sup>(9)</sup>」

(2) 同上, p. 7-13.

また文部省の私学白書でも戦後の経営を戦前と比較して、

「(戦後の)私立学校は、数量的に見るかぎりでは大きく発展してきたが、……戦前におけるような私人の財産抛出を基盤とする安定した経営という姿とはかなり異なったものとなった。……以上のような発展も、借入金や学生納付金を財源として行なわれるのが一般であった。このようにして、私立学校経営の多くは、戦前の落ち着いた安定した経営方式から、変動の激しい不安定な要素の強い経営方式に変化し、一般に、財政的基盤も不確実なものとなり、その量的発展とともにその後における経営上の困難な状況を招来する原因を宿すことになったといえよう。<sup>(9)</sup>」

と述べている。

(3) 文部省『わが国の私立学校』pp. 52-3.

戦後の私大経営は次節に立入るとして、戦前のそれは、甚だしくこれと異なった「安定したもの」だったといっただけだろうか。異なる点は多々あるにしても、それは副次的なものであり、基本的には変わっていないのではないか。事実、私学の経営基盤の脆弱さは、その創設以来一貫して宿命的につきまとっていたとする見解<sup>(4)</sup>もいくつかある。

(4) たとえば、大沢勝『日本の私立大学』、『大学時報』Vol. 20, No. 98, 天野郁夫論文など。

戦前の私立大学<sup>(5)</sup>の経営を見る場合、さしあたり利用しうる資料としては、各年次の『文部省年報』(ただし1933年以降)と、個別大学ごとの校史がある。個々の校史に立入る余裕がないので、私たちはとりあえず1934年の『文部省年報』によって、私大の全体としての経営状態を見ることにしよう。

(5) 従来筆者の私立大学の考察では、戦後については「大学」のみとし、短大や高専を一応除外している。これは検討を繁雑にさせないための便宜的な方法に

すぎず、とくに今後労働市況の考察などに際しては短大等もふくめざるをえないであろう。以下の戦前の検討の場合にはしばしば専門学校（各大学の専門部および実業専門学校をふくむ）および高等学校をふくめているが、これはこれらが無視できない大きな比重を占めており、また戦後にはそのほとんどが大学となっているためである。

第2表からまず収入の内容を見るならば、授業料が53.3%と圧倒的に大きく、これ以外の学生納付金である検定料・入学料は合わせて3.7%とわけて小さい。ともかくそれらをふくめた学生納付金は57%となり、収入の過半数を占めている。その他の費目としては、病院収入が17.7%と大きい、あとは寄付金と基本財産からの収入がいずれも7%前後で、国庫補助をふくめた公費助成は合計して1%以下という貧弱なものでしか

第2表 私立大学等収入内訳 (1934)

(円)

区 分	授 業 料	検 定 料 入 学 料	寄 付 金	基本財産 より生ず る収入	病院収入	図 書 館 入 収
高等学校	119,180 △127,349	2,331 △8,120	264,512	275,156	—	—
大 学	2,999,043 △1,950,123	79,942 △208,309	407,242	852,770	2,097,017	8,056
専門学校	7,175,581	553,179	905,513	527,385	1,989,420	—
計	12,341,276	851,881	1,577,267	1,655,311	4,086,437	8,056
%	53.3	3.7	6.8	7.2	17.7	0.03
区 分	農場収入	雑 収 入	国 庫 補 助 金	府 県 費 ・ 市 町 村 費 補 助 金	その他の 補 助 金	合 計
高等学校	—	13,209	—	—	54,728	864,585
大 学	3,272	804,916	128,367	—	236,524	9,775,581
専門学校	2,809	941,082	44,528	11,414	382,005	12,502,916
計	6,081	1,759,207	172,895	11,414	673,257	23,143,082
%	0.03	7.6	0.7	0.05	2.9	100.0

注 1) 『大日本帝国文部省第62年報』(以下『第〇〇年報』)による。

2) △は高等学校は専常科、大学は大学予科のもの。

3) 専門学校は実業専門学校をふくむ。

ない。

1911年の改正私立学校令ではすでに私学の財団法人化の方向が打ち出されていたが、さらに1918年の大学令および高等学校令は、必要な設備資金、および少なくとも学校を維持するに足る収入を生ずる基本財産をもつことを要求し、またこうした基本財産を現金や国債その他文部大臣の定める有価証券として供託することを義務づけた。それにもかかわらず、しばしば戦前の安定した財源として強調される基本財産収入は、上で見たようにせいぜい総収入の数%でしかない。それでも今日に比べればたしかにウェイトは大きい、例外的な個別的事例はともかくとして、全体としては戦後のインフレーションによって経営基盤が根底から破壊されたといわれる<sup>(6)</sup>ほどの寄与をなしていたとは考えられない。

(6) 私大連盟『私立大学経営の歴史的概要とその現状』(以下『中間報告』) p. 19.

また同じく7%程度にすぎない寄付という数字が示すものは、私大に対する宗教団体や財界などの支持基盤がきわめて貧弱である、ということである。財界の関心はむしろ、ハイレベルの人材供給機関としての国立校にむけられ、その創設・拡充のため、巨額の寄付を行なったりしたのであった<sup>(7)</sup>。

(7) 『大学時報』前掲。

一方わずか0.7%という国庫補助は、まさしく筆者のいう私学の中小企業的体質を示している。文部省みずからいう。

「戦前のわが国の学校教育は、本来国の責任で実施されるべきものと考えられており、国・公立学校を中心とする経営がなされてきたといえよう。……私立大学、私立高等学校……は官公立学校の代用あるいは補充としての色彩が濃く……<sup>(8)</sup>」

(8) 文部省『わが国の高等教育』pp. 119-120.

天野郁夫氏の言葉を借りれば、私学は全体としては「国家(=総資本—筆者)の人材需要の緊急度と見事な対応関係<sup>(9)</sup>」を示す国の教育投資の最末端に位置づけられ、「『国家の須要』とは直接の結びつきをもたないもの

とみなされてきた<sup>(9)</sup>」のであった。

(9) 『大学時報』前掲, p. 4.

戦後収入のうちでかなり大きな比重をもち、経営面に重圧ともなった借入金、戦前はきわめて少なかったといわれるが、その具体的な金額、比重などは前表には示されていない。あるいは雑収入の中に含まれているかとも思われる。戦前の私大はしばしば講義録収入とか予備校収入などが大きな支えになったりしたこともあったが、この頃はそれらも7.6%の雑収入の中に含まれる程度であったのであろう。

ともあれ、病院収入などの事業収入をもつ大学はごく限られたものであることを考え、これを除いた総収入に対して学生納付金のもつ比重を見れば69.6%となる<sup>(10)</sup>。収入の圧倒的部分を学費に依存する私大の経営基盤の原型が明らかである。

(10) たとえば年代はかなり前であるが、W大学の場合学生納付金収入は第3表で見るように総収入の9割前後を占めている。(『大学時報』前掲, p. 8)

第3表 W大学の収入構成 (%)

	1909	1913
学 生 納 付 金	89.1	92.6
(内 授 業 料)	(82.6)	(88.7)
寄 付 金	1.0	4.5
財 産 収 入	0.1	—
所 属 事 業 収 入	1.5	1.5
借 入 金	7.7	—
そ の 他	0.6	0.9
計	100.0	100.0

さて次に私たちは私大の支出の内容を見ることにしよう。第4表によって算出すれば、人件費(旅費は含まない)の比率は46.8%、資本的支出は図書機械標本費、器具費および新営費の合計として見るならば12.0%、新営費だけでは8.5%というウェイトになっている。1936年の年報には経常費・臨時費という区分があるので、資本的支出=臨時費としてそのウェイ

第4表 私立大学等支出内訳 (1934) (円)

区 分	学 校 数	学校長俸給等	教員俸給	舎監俸給等	事務員俸給等
高等学校	4	4,800	338,790	1,000	31,577
大 学	25	52,625	1,928,764 △1,219,226	32,017	546,502
専門学校	112	180,392	4,090,894	49,443	753,204
計	141	237,817	7,577,674	82,460	1,331,283
区 分	学校医報酬	旅 費	雑 給	生徒給費等	借地借家費
高等学校	2,510	9,839	86,054	—	5,315
大 学	6,040	69,362	464,734	65,303	41,751
専門学校	10,697	53,384	708,045	105,015	93,626
計	19,247	132,585	1,258,833	170,318	140,692
区 分	図書機械 標 本 費	器 具 費	消耗品費	新 営 費	修 繕 費
高等学校	17,260	1,228	14,400	3,359	10,623
大 学	251,241	89,702	336,625	621,602	138,004
専門学校	305,286	125,916	466,232	1,284,111	216,280
計	573,787	216,846	817,257	1,910,072	364,907
区 分	病 院 費	図 書 館 費	農 場 費	その 他 の 諸 費	合 計
高等学校	—	—	—	143,386	670,141
大 学	1,727,173	119,163	15,557	1,997,554	9,722,945
専門学校	1,494,427	—	9,324	2,100,138	12,046,414
計	3,221,600	119,163	24,881	4,241,178	22,439,500

注：前表に同じ。

トを算出しても 11.6%<sup>(11)</sup> とほぼ同様な結果が得られる。今日大きな支出費目となっている債務償還費は、この頃はほとんどなかったといわれ、少なくとも独自の項目として現われるに至っていない。

(11) 『第64年報・下巻』。なお、この年の図書機械標本費、器具費および新営費の合計として資本的支出を算出すれば 10.1% となり、臨時費の 11.9% を若干の差がある。

いずれにしても、次節で見ると戦後の人件費 20~30%、資本的支出

も 20~30%, 債務償還費 10% から最近は 20% というのに対して, 人件費比率がきわめて高く, 逆に資本的支出 (および債務償還費) が著しく低いことが明らかである。

ところで収入のうちもっとも基本的なものは学生納付金 (なかでも授業料), あるいは学生納付金プラス事業収入であるのに対し, 支出中量的にも質的にも中心の位置を占めるものは人件費である。そこでこの双方の関連を見てみよう。1934 年度における人件費/学生納付金比率は 79.6% (人件費/授業料比率も 85.1% とほぼ同様), 人件費/学生納付金プラス事業収入では 60.8% となる。これを戦後たとえば 1968 年のそれぞれ 61.7% (109%), 48.9%<sup>(12)</sup> と比べれば, 人件費/授業料比率のみについて低いが, 他はいずれもきわめて高くなっている<sup>(13)</sup>。

(12) 文部省『私立学校の支出および収入に関する調査報告書』(昭和 43 会計年度)(以下『収支調査』)により算出。

(13) 私大連盟の経営白書『私立大学経営の現状とその問題点』(以下『経営白書』)において, 昭和 9 年から 11 年迄のころの「私立大学の人件費は經常会計で僅か 30% 前後を占めていた」と述べられているのは, どのような根拠にもとづくものか疑問である。専門学校および高等学校を除いて, 大学のみの人件費/經常費を 1936 年について算出しても, 53.5% となっている。なおこの点については次節の戦後の検討の中で立ちかえることになる。

このように人件費はむしろ相対的に高い比重をもっていたのにもかかわらず, 経営が比較的安定していたといわれるのは何故であろうか。私大連盟の前掲『中間報告』は次のような諸要因を挙げている。

「一般の給与の水準は低かった。さらに戦前においては, 図書を購入費は, ほとんど給与のうちから出すのが当り前のように考えられていた。… …教員の講義時間の負担がきわめて重い… …殆んど毎日出講する教授も多かった。… …ボーナス等の如きはないのが当り前のように考えられており, … …年金制度など皆無にひとしかった。<sup>(14)</sup>」

そして一方, 「教育や研究の条件も, やかましくなかった。<sup>(14)</sup>」

(14) 『中間報告』pp. 23-4 および p. 17.

これらの個々の事実は、すぐ見るような疑問点を別にすれば、ほぼその通りであろう。インフレーションの今日のような進行のなかったことももちろんある。しかし上に見たように人件費支出は相対的には決して低い比重ではなかったことを見るならば、人件費比率が低かったから経営が安定していたとする私大連盟の理由づけは、多分に的はずれといわざるをえない。戦後の「経営危機」を人件費の昂騰のためとする——それはそれで必ずしも誤りとはいえないが——私大連盟に対し、臨私調や文部省は後段で見ると、むしろ設備投資に資を帰させるのであるが、後者の見解は、戦前の「安定した経営」において資本的支出や債務償還費がきわめて少なかったという事実によって裏づけられるかに見える。この頃の年報には、私大の建物や土地についての資料はないので明確ではないが、果して戦前の私立大学は物的条件がすでに設立の頃から十分で、さしたる新たな設備投資を必要としなかった、と言えるのだろうか。むしろ、一見安定していたかに見える戦前の私大の収支構造は、つぎのような背景をもっていたと考えられる。

戦前の私大への進学状況を見てみよう。この頃は複線型の教育体系で高等教育への進学の門は制度的にも狭められていたし、また国民の一般的な所得水準からして平均120円前後という私大授業料はその負担の限界をこえるものであったと予想される。労働市場の分析は機会を改めて行なう予定であるが、加えて昭和初期の「大学は出たけれど」の就職難は、進学意欲に冷水を浴びせることになる<sup>(15)</sup>。とくに前に見たように国＝総資本の人材需要からすれば最末端に位置づけられる私学にあっては、なおさらであろう。大正はじめからこの頃までの就職率は、第1次大戦のブーム期を除けば私大の主流である文科系において40～60%を上下している<sup>(16)</sup>。しかもこれは国公立をふくめた平均であり、私大だけについてはもっと低かったものと思われる。同一年令人口において高等教育機関在学者の占める割合は、国公立立ふくめ1935年において2.45%にすぎなかった<sup>(17)</sup>。

(15) 唐沢富太郎『学生の歴史』p. 200 以下参照。

16) 文部省『大学と就職』p. 18.

17) 文部省『わが国の高等教育』p. 276.

一方増大する「国家の須要」を私学に委ねようとはしなかった国家は、つねに国立の大学や専門学校を増設することによってこれを充足し続けた。第5表を見ても、大正期から終戦に至るまで、著しい学生増にもかかわらず、私大の占める比率はほとんど変わっておらず<sup>(18)</sup>、この点1952年の56.3%から'70年の74.4%へと一貫した上昇を示す戦後ときわめて著しい対照をなしている。

(18) 中教審答申において、「戦前におけるわが国の高等教育機関の多くは国立学校であった」というのは、どのような根拠にもとづくものであろうか。たとえば1933年における学生合計で私立はその59.4%を占め、また大学数でも私立は大学25/45=55.6%、高等学校は4/32=12.5%、専門学校は110/171=64.3%、計139/248=56%となっている。

以上のような諸条件は、私大に対する志願者の状況に現われてくる。こ

第5表 私立大学等在学者数推移

年 度	大 学		高 等 学 校		専 門 学 校	
	全 数	私 立	全 数	私 立	全 数	私 立
1913	2,572	—	6,409	—	37,207	25,004 (67.2)
1918	9,040	—	6,792	—	49,348	33,918 (68.7)
1923	38,731	21,944 (56.7)	13,734	355 (2.6)	54,233	37,145 (68.5)
1928	61,502	36,251 (58.9)	19,632	1,837 (9.4)	84,751	59,552 (70.3)
1933	70,893	41,560 (58.6)	20,300	2,349 (11.6)	90,262	63,802 (70.7)
1938	73,517	44,017 (59.9)	17,017	2,227 (13.1)	106,073	75,734 (71.4)
1943	104,699	60,509 (57.8)	26,636	2,791 (10.5)	191,509	132,470 (69.2)
1945	98,825	51,059 (51.7)	21,687	2,780 (12.8)	212,950	124,037 (58.2)

注 1) 文部省『わが国の私立学校』p. 238.

2) ( ) 内は私立の全数に対する%。

の頃は各大学とも予科をもち、予科から大学へ進むのが普通であったから、予科について入学歩合=入学者/入学志願者比率をみてみよう。私立大学自体では 34.4%，すなわち競争率は 3 倍弱で、これを戦後たとえば 1955 年度の私大 25.2%，'60 年度 23.1%，'70 年度 17.6%<sup>(19)</sup> となっていて、競争率で 4～6 倍というのに比較すれば、はるかに小さい。しかもこれは平均値で、個々に見れば K 大の 27.3% や W 大の 23.6%，医大で 7.4%，とか 10% というのもある一方、これが 8～90%，すなわち志願者のほとんどが入学という所も非常に多かった。一方専門学校は実業専門学校を除き本科のみで 47.9%，約 2 倍の競争率となっているが、これも学校毎に見れば、8～90% から学科により 100%，志願者全員入学という所もかなりある。これを当時の官立高等学校(高等科)の入学歩合 16.7%，約 6 倍の競争率と比較すれば、その差は歴然としている。しかも第 6 表で見るように、入学志願者数はこの頃年々減少の一途であった。

(19) 各年度『基本調査』('70 年度は『速報』)により算出。

こうした状態では、授業料値上げが認可制となっていたこともあり、戦後のような学費値上げは容易には行ない得なかったものと思われる。このあと戦時中のインフレーションの中で、授業料は平均 120 円から 1940 年には 126 円に上ったにが、値上げしたのは 25 校中 5 校に過ぎなかった。

学生納付金が収入の大宗をなす以上、学生増にも学費値上げにも大きく依存できないとあれば、当然諸支出は最低限に切りつめられざるをえない。

第 6 表 私立大学予科等入学状況 (1930～'34)

年 度	私立大学予科			私立専門学校(本科)			官立高等学校(高等科)		
	入 学 志願者	入学者	入学 歩合	入 学 志願者	入学者	入学 歩合	入 学 志願者	入学者	入学 歩合
	人	人	%	人	人	%	人	人	%
1930	27,234	8,679	31.9	53,739	22,170	38.2	31,761	3,937	13.9
1931	24,500	8,402	34.3	51,670	21,671	39.1	31,148	4,924	17.0
1932	23,646	8,252	34.9	49,068	22,222	43.3	28,916	4,863	16.8
1933	23,210	8,239	35.5	47,526	22,909	46.6	29,033	5,320	17.0
1934	22,779	7,827	34.4	46,057	22,818	47.9	28,233	5,313	16.7

注：『第 62 年報』による。

かくて上に見た資本的支出の低率は、物的条件が充足されていたからでは決してなくて、そこまで手が及ばなかったということであろう。また十分な設備投資が可能なほどの寄付金のなかったことも、上に見た通りである。教職員の劣悪な労働諸条件にもかかわらず、相対的には人件費は高い比率をもつことになる。低収入に制約され、今日の設置基準のような強制もさしてないまま、人的条件も物的条件もきわめて低いままに凍結されていたといつてよい。

ただ、たとえば教員の平均賃金月額について、上にあげた私大連盟の白書は、1935年において予科をふくむ大学 84 円、専門学校 62 円という数値を出してこれを戦後と比較しているし<sup>(20)</sup>、福田繁氏もほぼ同様の数値をあげている<sup>(21)</sup>。これは1934年度の、勅任官はさておき、国立大学奏任官教授平均月俸 254 円、同じく助教授 167 円に比してはるかに低く、判任官予科助教授 95 円にさえ及ばない<sup>(22)</sup>。'35年度の東京における高等小学校本科正教員の月俸平均は男子 83 円、女子 66 円となっているから<sup>(23)</sup>、ようやくこれにひとしいということになる。

しかし、私大の 84 円、62 円という数値は同年度の「教員俸給」総額を教員人数×12 で除したものである。この頃の教員を、おしなべて今日の専任教員（にも問題がないでもないが）と同内容のものとして扱うことには問題がある。すなわちこの頃の私大では、たとえば法学部の教員などは判事などがほとんどで、学部長が裁判所長というような例もあった。一方名実ともに専任者である場合には、たとえばH大の場合、週1コマの授業につき月額 30 円、5 コマで 150 円のほか夜間（専門部）を担当すればさらにプラスされる、という賃金であったりした。そうしたものを一様にして平均 84 円云々というのは、あまり意味がないと思われる。むしろ、実態は資料がないため必ずしも明確にできないが、名目上は専任であっても事実上の兼任に依存したことが、大きく私大の経営を支えていたものと思われる。

(20) 『経営白書』 p. 62.

(21) 福田繁『私立学校経営の実態と私立学校振興会・共済会』 p. 48.

(22) 『第62年報』により算出。

(23) 『第63年報』による。

そうしてみると、たとえば教員1人当たり学生数も、年報から単純に計算すれば1人当たり13.2人と今日の国公立なみの数字となるが、これをもって教育条件がよかったというわけにはゆかないであろう。

以上私たちは主として文部省年報によりながら、私立大学の全体についてその経営の実態をみた。はじめに断つたように1934~36年という一時期だけのものであり、また個別大学についても、それぞれの校史などについて検討を深めるべきであるが、それでも以上の簡単な考察から、さしあたり私たちはつぎのような私大経営の原型を確認してよいであろう。

第1点として、決定的な学費依存の構造である。これは、日本資本主義にとって私学とは、私大とは何かという問題とかかわる。もともと、こうした学費依存の形態で、「教育の機会均等」や「良心的な研究教育」が可能なはずはない<sup>(24)</sup>。私学の「危機」は私学という形態それ自体の中にある。研究教育諸条件が劣悪なままに凍結された戦前は、一見経営は安定していたかに見える。それでも、つねに危機を内蔵した形で、私大は学生増、講義録収入、夜間部など収入増大の方策に狂奔せねばならなかった。本来私的経営として成立するはずのない私大、しかもそれは、いわば「資本の有機的構成」はきわめて低く、「生産性」向上の余地は甚だ乏しい部門である。こうした私大が、一旦戦後のようなインフレーションの波に襲われ、一方では設置基準の強制あり、他方内からも一教職員から、学生から劣悪な研究教育条件改善の声が澎湃として起るや、逃げ路はただ二つしかない。すなわち、学費の値上げおよび学生増である。戦後、とくに'60年代以降の爆発的な学生増は、単線型教育体系や国民所得の増大、伝統的な学歴志向から多く説明されているが、そうした需要者の側の要因だけに目を向けたのでは不十分であろう。供給者である私大の側の条件をぬきにしては、進学競争こそ激化はしても、学生数の増大が実現するというにはならな

いのである。私的経営としての存立のため、私大は学費値上げおよび学生増の指向をたえず持たざるをえないという側面が、併せて考えられねばならない。学費値上げと学生増のうち、前者はさまざまの経済的あるいは経済外的制約があり、とくに後者が私大の経営のまさしく死命を制するものとなることは、後段で立入って見ることになるであろう。

(24) 大学設置基準は国公私立共通の最低の条件を示すものとされているが、これに従って算出すれば、たとえば比較的「安上り」の経済学部での所要教員は学生入学定員 600 人の場合 52 人となる。'69 年度『基本調査』で算出している全国私大実績で助手・職員の数をおよそこの 1.8 倍（国立は 3.0 倍に）、兼任講師給、賞与、諸手当、社会保険関係法人負担などをふくめた人件費総額を東京での実績から専任者本俸総額の 24 カ月分として、授業料をかりに 70,000 円とする。授業料を一切人件費に投入するものとして、教職員 1 人当たり平均本俸は、 $\frac{7万 \times 600 \times 4}{52 \times 2.8 \times 24} \doteq 48,000$  円にすぎない。これでは「まともな」研究教育どころか、「まともな」生活さえ不可能であろう。

第 2 点として、上述したことに関連して帰結されることは、経営上有利な「安上り」の文科系、なかんずく法・商・経といった学部・学科への依存ということである。たとえば、1934 年度において 25 私立大学中、二つの医大を別にして、理科系の学部をもつものは 4 校にすぎず、あとはすべて法・文・経・商といった学部のみであった。専門学校（実業専門学校をふくむ）においても、全生徒数の 61,806 人中数・理化・医・歯・看護・薬・農・工の理科系諸学科の学生数は 16,748 人と、その 27.1% にすぎない<sup>(25)</sup>。しかも前に見たように、たとえば '33 年度において大学では 58.6%、専門学校 70.7%、高等学校をふくめた高等教育全体で 59.4% といった高い比重を私学がもっているとなれば、私学の中での文科系への偏りはそのまま高等教育全体について理科系 34.5%、文科系 65.5%（1935 年）という比率となって現われてくることになる<sup>(26)</sup>。

(25) 『第 62 年報』より。

(26) 文部省『日本の成長と教育』p. 187 より算出。

第 3 点は、これまたいわば第 1 点からの系として必然的に出てくることであるが、私大の都市集中の傾向である。学費が収入の大半を占めるという

第7表 私立高等教育機関の都市集中状況(1935)

府 県	高等学校		大 学		専 門 学 校		合 計	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
東 京	3 (75.0)	1,711 (77.9)	18 (72.0)	36,117 (86.1)	67 (58.8)	48,841 (70.9)	88 (61.5)	86,669 (76.7)
京 都			4 (16.0)	3,397 (8.1)	13 (11.4)	5,004 (7.3)	17 (11.9)	8,401 (7.4)
大 阪			1 (4.0)	1,371 (3.3)	12 (10.5)	7,598 (11.0)	13 (9.1)	8,969 (7.9)
3 府 計	3 (75.0)	1,711 (77.9)	23 (92.0)	40,885 (97.4)	92 (80.7)	61,443 (89.2)	118 (82.5)	104,039 (92.0)
全 国 計	4	2,197	25	41,960	114	68,871	143	113,028

注 1) 『第63年報』より作製。

2) ( )内は全国計に対する%。

構造から、またそれと関連する夜間部依存や兼任講師依存からは、当然一方では人口集中の大きく、他方兼任教員を依頼するのにも比較的容易な都市を本拠とする私大の配置とならざるをえない。第7表を見ても、私立の高等教育において東京・京都・大阪の3府が占める比重は学校数で82.5%、在学者数で92%に及んでおり、大学のみについてはそれぞれ92%、97.4%という著しい集中を示している。なかでも東京の占める比重が大きい。こうした都市集中は戦後かなり緩和されたものの、その基調は依然変わらせず、東京に6大府県を加えたものの比重は学校数で $193/274=70.4\%$ 、学生数では $930,396/1,046,823=88.9\%$ という圧倒的な数字である<sup>(27)</sup>。

(27) 『70年度基本調査速報』より算出。

はじめに見たように、中教審答申は「多数の私立学校が大都市に集中したり、文科系の収容力が不均衡に増大したりする傾向」を問題としている。なかんずく文科系肥大傾向は、日経連その他財界からたえずその是正が要求されている。しかしそうしたことは、すべて戦前すでに確立されていた日本の私立大学の中小企業的体質からは、必然の帰結というべきものであった。文部省自らいう。

「私立大学における専攻分野が著しく文科系に偏していることは、経営

上無理からぬことであるが、その結果、わが国大学全体の構成が文科系にかたより、必ずしも産業界の要請に合致していないという批判を生んでいる<sup>(28)</sup>。」

(28) 『わが国の私立学校』 p. 61.

「後進性」と「早産性」という二重のハンディキャップを背負って生れてきた日本資本主義は、当初から国家のイニシアティブにおいてその必要とする労働力育成をなかんずく教育によって強力に推し進めた。一方では義務教育による「忠良なる臣民」へのイデオロギーの扶殖、他方ではその上立つ「国家の須要に応ずる」少数エリートの創出である。そうした路線からはみ出た私大は、教育がもつイデオロギー的側面から国家の監督の対象とはなっても、国家からの財政援助の対象となるはずはなかった。必要としながらも金を出しおしんだというのではない。不必要な、あるいはどうでもいい部分としたからこそ金を出さなかったのである。かくて戦前の“*No support, full control*”の体制が生れる。国家からも財界からも支持基盤を得られず、外国の有名大学のように経営を支えるに足るような大きな資産も持たない私大は、不特定多数の学生の学費に依存する私的経営の形をとるよりほかない。日本の私学問題のすべては、ここにその源を発する。日本資本主義の特殊性こそがわが国の私大の特殊性——その経営、学生の専門分野別構成、地理的配置等々、さらには今日の学生問題に至るまで——を規定する。資本の要求に忠実であった文教政策の責任をたな上げにした上記の文部省の言は、まことにそらぞらしいというよりない。高等教育の中での私学の構成を現在のままにして、10年後に大学・短大合計 47% をこえる進学率という中教審の試算も、いかに非現実的なものであるかは、私たちが後に立入って見る通りである。私大の文科系肥大や都市集中という自ら播いた種の必然的所産を、国は「第三の教育改革」のマスタープランの中で——しかも在学者の 3/4 が私大というウェイトのまま——、どのように刈りとろうというのであろうか。(未完)

(1971.7.5)